

報告第 22 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和元年 10 月より実施される幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令並びに子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、使用料の改正及び子育てのための施設等利用給付の新設により、改正をするもの。

小城市規則第 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成 27 年小城市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 子どものための教育・保育給付

第 1 節 通則 (第 2 条・第 3 条)

第 2 節 教育・保育給付認定等 (第 4 条―第 13 条)

第 3 節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準(第 14 条―第 18 条)

第 4 節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続(第 19 条―第 20 条)

第 2 章の 2 子育てのための施設等利用給付

第 1 節 施設等利用給付認定等 (第 21 条―第 30 条)

第 2 節 施設等利用費の支給の手続 (第 31 条―第 33 条)

第 3 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第 1 節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第 1 款 特定教育・保育施設 (第 34 条―第 41 条)

第 2 款 特定地域型保育事業者 (第 42 条―第 49 条)

第 3 款 業務管理体制の整備等 (第 50 条―第 52 条)

第 2 節 特定子ども・子育て支援施設等 (第 53 条―第 55 条)

第 4 章 費用 (第 56 条)

第 5 章 雑則 (第 57 条)

附則

「第 2 節 支給認定等」を「第 2 節 教育・保育給付認定等」に改める。

第 4 条中「府令第 1 条」を「府令第 1 条の 5」に改める。

第 5 条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 9 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項及び 3 項中「府令第 1 条」を「府令第 1 条の 5」に改める。

第 11 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 12 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 14 条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「令第 4 条から第 7 条」を「令第 4 条から第 6 条」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 1 号中「教育認定子ども（令第 4 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。）」の次に「又は」を追加し、「令第 4 条第 2 項」を「令第 4 条第 1 項第 2 号」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 号中「令第 4 条第 3 項」を「令第 4 条第 1 項第 2 号」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 3 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 15 条の見出し中「支給認定子ども等」を「負担額算定基準子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 1 号中「令第 14 条第 2 号イからハ」を「令第 14 条第 2 号イからロ」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 15 条の 2 の見出し及び第 1 項本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「令第 14 条の 2」を「令第 14 条」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 1

項第 1 号及び第 2 号中「令第 14 条の 2」を「令第 14 条」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条見出し及び本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「府令第 7 条」を「府令第 7 条第 1 号」に改める。

第 17 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 41 条を第 57 条とする。

第 40 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者に」に改め、「府令第 57 条第 2 項各号」を「府令第 57 条第 2 項」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「令第 4 条から令第 7 条」を「令第 4 条から令第 6 条」に改め、同条第 3 項本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項第 1 号中「令第 14 条第 1 号イからハ」を「令第 14 条第 1 号イからロ」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項第 2 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第 56 条とする。

第 56 条の前に次の節名を付し、次の 3 条を加える。

第 2 節 特定子ども・子育て支援施設等

(確認の申請)

第 5 3 条 府令第 53 条の 2 の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第 72 号）とする。

(確認の変更の届出)

第 5 4 条 法第 58 条の 5 の規定による届出は、特定子ども・子育て支援

施設等確認変更届（様式第73号）により行うものとする。

（確認の辞退）

第55条 法第58条の6第1項の規定による辞退は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第74号）により行うものとする。

第39条第1項中「(様式第45号)」を「(様式第69号)」に改め、同条第2項中「第26条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条第3項中「(様式第46号)」を「(様式第70号)」に改め、同条第4項中「第26条第4項」を「第39条第4項」に改め、同条を第52条とする。

第38条第1項中「(様式第43号)」を「(様式第67号)」に改め、同条第2項中「(様式第44号)」を「(様式第68号)」に改め、同条を第51条とする。

第37条第1項中「(様式第41号)」を「(様式第65号)」に改め、「〇〇市長」を「市長」に改め、同条第2項中「(様式第42号)」を「(様式第66号)」に改め、同条を第50条とする。

第36条中「第26条第4項」を「第39条第4項」に改め、同条第49条とする。

第35条中「(様式第40号)」を「(様式第64号)」に改め、同条を第48条とする。

第34条第1項中「(様式第38号)」を「(様式第62号)」に改め、同条第2項中「第26条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条第3項中「(様式第39号)」を「(様式第63号)」に改め、同条第4項中「第26条第4項」を「第39条第4項」に改め、同条を第47条とする。

第33条第1項中「(様式第36号)」を「(様式第60号)」に改め、同条第2項中「(様式第37号)」を「(様式第61号)」に改め、同条を第46条とする。

第32条中「(様式第35号)」を「(様式第59号)」に改め、同条を第45条とする。

第31条第1項中「名称等変更届（様式第33号）」を「特定地域型保育事業者確認変更届（様式第57号）」に改め、同条第2項中「(様式第34号)」を「(様式第58号)」に改め、同条を第44条とする。

第30条中「(様式第32号)」を「(様式第56号)」に改め、同条を第

43 条とする。

第 29 条中「(様式第 31 号)」を「(様式第 55 号)」に改め、同条を第 42 条とする。

「第 2 節 特定地域型保育事業者」を「第 2 款 特定地域型保育事業者」に改める。

第 28 条中「第 26 条第 4 項」を「第 39 条第 4 項」に改め、同条を第 41 条とする。

第 27 条中「(様式第 30 号)」を「(様式第 54 号)」に改め、同条を第 40 条とする。

第 26 条第 1 項中「(様式第 28 号)」を「(様式第 52 号)」に改め、同条第 3 項中「(様式第 29 号)」を「(様式第 53 号)」に改め、同条を第 39 条とする。

第 25 条第 1 項中「(様式第 26 号)」を「(様式第 50 号)」に改め、同条第 2 項中「(様式第 27 号)」を「(様式第 51 号)」に改め、同条を第 38 条とする。

第 24 条中「(様式第 25 号)」を「(様式第 49 号)」に改め、同条を第 37 条とする。

第 23 条第 1 項中「住所等変更届 (様式第 23 号)」を「特定教育・保育施設確認変更届 (様式第 47 号)」に改め、同条第 2 項中「(様式第 24 号)」を「(様式第 48 号)」に改め、同条を第 36 条とする。

第 22 条中「(様式第 22 号)」を「(様式第 46 号)」に改め、同条を第 35 条とする。

第 21 条中「(様式第 21 号)」を「(様式第 45 号)」に改め、同条を第 34 条とする。

第 20 条の次に次の章名及び節名を付し、次の 13 条を加える。

第 2 章の 2 子育てのための施設等利用給付

第 1 節 施設等利用給付認定等

(認定の申請)

第 2 1 条 府令第 28 条の 3 第 1 項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定めるとおりとする。

(1) 法第 30 条の 4 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・
変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第21号）

（2） 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの
区分に係る認定を受けようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）
子育てのための施設等利用旧る認定・変更申請書（法第30条の4第
2号・第3号）（様式第22号）

（3） 法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第1
0条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第3
0条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る
認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更
申請書（法第19条第1項第1号）兼子育てのための施設等利用給付認
定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第23号）

2 前項第2号に掲げる場合において、法第20条第1項の規定による申
請及び保育所等の利用の申込みを行っていないときは、前項第2号の
申請書には、府令第28条の3第2項に規定する書類のほか、保育所等
利用申し込み等の不実施に係る理由書（様式第24号）を添付するもの
とする。

（認定の結果の通知等）

第22条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認
定通知書（様式第25号）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請
却下通知書（様式第26号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第23条 第9条第1項の規定は府令第28条の5第4号ロに規定する市
が定める期間について、第9条第2項の規定は府令第28条の5第6号
（府令第1号の5第9号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限
る。）に規定する市が定める期間について、第9条第3項の規定は府
令第28条の5第6号（府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当す
る場合に係る部分に限る。）に規定する市町村が定める期間について、
それぞれ準用する。

（現況の届出）

第24条 府令第28条の6第1項の届書は、現況届（様式第27号）とする。

（施設等利用給付認定の変更の申請）

第25条 府令第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第21号）

（2） 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第22号）

（申請による施設等利用給付認定の変更等の通知）

第26条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項に規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第28号）により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更申請却下通知書（様式第29号）により行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更の通知）

第27条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第28号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第28条 法第30条の9第2項の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（様式第30号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第29条 府令第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定変更届（様式第31号）とする。

（法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

第30条 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報

告書（様式第32号）とする。

- 2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書（様式第33号）とする。

第2節 施設等利用費等の支給の手続き
（施設等利用費の請求等）

- 第31条 府令第28条の19第1項の請求書は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第34号）
- (2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第35号）
- (3) 法第7条第10項第5号に掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第36号）

- 2 市長は、府令第28条の19第1項の規定による請求に係る特定子ども・子育て支援を提供した特定子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設であるものに限る。）に対して、在園児名簿の提出を求めるものとする。

（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書）

- 第32条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下この項及び次項において「特定子ども・子育て支援施設等運営基準」という。）第56条第1項（特定子ども・子育て支援施設等運営基準第57条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する領収証は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第37号）
- (2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号から第8号

までに掲げる事業 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(様式第38号)

- 2 特定子ども・子育て支援施設等運営基準第56条第2項(特定子ども・子育て支援施設等運営基準第57条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する特定子ども・子育て支援提供証明書は、特定子ども・子育て支援提供証明書(様式第39号)とする。
- 3 法第7条第10項第8号に掲げる事業にあつては、前項の特定子ども・子育て支援提供証明書には、活動報告書(様式第40号)を添付しなければならない。

(法第30条の11第3項の規定による施設等利用費の支払)

第33条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に要した費用の支払いを受ける場合は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書(法定代理受領用)(様式第41号)

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書(法定代理受領用)(様式第42号)

- 2 前項第1号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書(様式第43号)を、同項第2号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書(様式第44号)を添付しなければならない。

第3章の章名及び第3章第1節の節名を次のように改める。

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第34条の前に次の款名を加える。

第1款 特定教育・保育施設

附則第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「令第4条から令第7条まで」を「令第4条から令第6条まで」に改め、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定こども」に

改め、「令第4条第2項及び第3項」を「令第4条第2項」に改め、「令第14条第1号イからハまで」を「令第14条第1号イからロまで」に改め、「令第14条第1号ロ及びハ」を「令第14条第1号ロ」に改め、「(様式第47号)」を「(様式第74号)」に改め、「(様式第48号)」を「(様式第75号)」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(様式第49号)」を「(様式第76号)」に改め、「(様式第50号)」を「(様式第77号)」に改める。

附則第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「から令附則第16条まで」を削除し、「令第13条」を「令第12条」に改め、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定こども」に改め、同条第2号中「令第14条第1号イからハまで」を「令第14条第1号イからロまで」に改め、「令第14条第1号ロ及びハ」を「令第14条第1号ロ」に改める。

第6条中「令附則第18条第2項」を「令附則第13条」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第18条、附則第3条関係）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である教育・保育給付認定保護者	円 0
B	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）	0
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除	0

	く。)	
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第C階層までに掲げる者を除く。）	0
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者	0

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。別表第 2 において同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
- (3) 養育里親等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項及び第 6 条の 4 第 1 号並びに第 7 条第 1 項に規定する養育里親等をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった

月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者又は別表第2に規定する里親である教育・保育給付認定保護者」と、第2階層の項中「当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者」とあるのは「当該教育・保育給付認定保護者」とする。

別表第2 (第18条、附則第3条関係)

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である教育・保育給付認定保護者	円 0
B	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	0
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における教育・保育給付認定保護者(第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	0
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における教育・保育給付認定保	0

	護者（第A階層から第C階層までに掲げる者を除く。）	
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者	0

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 市町村民税の所得割を課されない者 別表第1に規定する市町村民税の所得割を課されない者をいう。
 - (3) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者又は別表第2に規定する里親である教育・保育給付認定保護者」と、第2階層の項中「当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者」とあるのは「当該教育・保育給付認定保護者」とする。

別表第3（第18条関係）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）			
		3歳児		4歳以上児	
		標準時間 認定保護者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護者	短時間認 定保護者
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である教育・保育給付認定保護	円 0	円 0	円 0	円 0

	者又は里親である教育・保育給付認定保護者				
B	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）	0	0	0	0
C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。）	0	0	0	0
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第C階層に掲げる者を除く。）	0	0	0	0
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	0	0	0	0
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D	0	0	0	0

	2階層までに掲げる者を除く。)				
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D3階層までに掲げるものを除く。)	0	0	0	0
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	0	0	0	0
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)	0	0	0	0
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者	0	0	0	0

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
- (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
- (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。

- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (5) 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
- (6) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。

別表第4（第18条関係）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）	
		3歳未満児	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である教育・保育給付認定保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者	円 0	円 0
B	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）	0	0

C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。）	19,500	19,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第C階層に掲げる者を除く。）	25,000	24,600
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	30,000	29,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D2階層までに掲げる者を除く。）	40,000	39,400
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D3階層までに掲げるものを除く。）	44,500	43,800
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合	51,000	50,200

	における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D4階層までに掲げるものを除く。）		
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第A階層から第D5階層までに掲げるものを除く。）	62,000	61,000
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者	73,000	71,800

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (5) 標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。
 - (6) 短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。
- 2 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、C 階層の項中「19,500」とあるのは

「9,000」と、「19,300」とあるのは「9,000」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「9,000」と「24,600」とあるのは「9,000」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、9,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、9,000」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の小城市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、施行後の利用者負担額等について適用し、施行前の利用者負担額については、なお従前の例による。

規則第 号 小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 子どものための教育・保育給付 第1節 通則（第2条・第3条） 第2節 <u>支給認定等</u>（第4条―第13条） 第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準（第14条―第18条） 第4節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続（第19条―第20条） _____ _____ _____ 第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者_____ _____ _____ 第1節 特定教育・保育施設（第21条―第28条） 第2節 特定地域型保育事業者（第29条―第36条） 第3節 業務管理体制の整備等（第37条―第39条） _____	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 子どものための教育・保育給付 第1節 通則（第2条・第3条） 第2節 <u>教育・保育給付認定等</u>（第4条―第13条） 第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準（第14条―第18条） 第4節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続（第19条―第20条） <u>第2章の2 子育てのための施設等利用給付</u> <u>第1節 施設等利用給付認定等（第21―第30条）</u> <u>第2節 施設等利用費の支給の手続（第31条―第33条）</u> 第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者<u>並びに特定子ども・子育て支援施設等</u> <u>第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u> <u>第1款 特定教育・保育施設（第34条―第41条）</u> <u>第2款 特定地域型保育事業者（第42条―第49条）</u> <u>第3款 業務管理体制の整備等（第50条―第52条）</u> <u>第2節 特定子ども・子育て支援施設等（第53条―第55条）</u>

第4章 費用（第40条）

第5章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

第1条 （略）

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 通則

第2条 （略）

第3条 （略）

第2節 支給認定等

（労働時間の下限）

第4条 府令第1条 第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

（認定の申請）

第5条 府令第2条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の申請書は、
支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳（様式第3号）
とする。

2 前項の申請書は、特定教育・保育施設の利用の申込書を兼ねるものとする。

第6条 （略）

第7条 （略）

（利用者負担額に関する事項の通知）

第4章 費用（第56条）

第5章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

第1条 （略）

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 通則

第2条 （略）

第3条 （略）

第2節 教育・保育給付認定等

（労働時間の下限）

第4条 府令第1条の5 第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

（認定の申請）

第5条 府令第2条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の申請書は、
教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳（様式第3号）
とする。

2 前項の申請書は、特定教育・保育施設の利用の申込書を兼ねるものとする。

第6条 （略）

第7条 （略）

（利用者負担額に関する事項の通知）

第8条 府令第7条（府令第13条第1項において準用する場合を含む。
第16条第3項において同じ。）の規定による通知は、支給
認定保護者（法第20条第4項に規程する支給認定保護者を
いう。以下同じ。）に対するものにあつては利用者負担額及び利用施
設決定通知書（保護者用）（様式第7号）により、特定教育・保育施
設等（法第58条第1項に規定する特定教育・保育施設等をいう。以下
同じ。）に対するものにあつては利用者負担額及び利用施設決定通知
書（施設・事業者用）（様式第8号）により行うものとする。

（支給認定の有効期間）

第9条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、府令第1条
第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して
市長が適当と認める期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条
第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して
市長が適当と認める期間とする。

第10条 （略）

（利用者負担額に関する事項の変更の通知）

第11条 府令第9条第4項（府令第11条第3項において準用する場合
を含む。第16条第3項において同じ。）の規定による通知は、支給
認定保護者に対するものにあつては利用者負担額変更通知書
（保護者用）（様式第10号）により、特定教育・保育施設等に対する

第8条 府令第7条（府令第13条第1項において準用する場合を含む。
第16条第3項において同じ。）の規定による通知は、教育・保育給付
認定保護者（法第20条第4項に規程する教育・保育給付認定保護者を
いう。以下同じ。）に対するものにあつては利用者負担額及び利用施
設決定通知書（保護者用）（様式第7号）により、特定教育・保育施
設等（法第58条第1項に規定する特定教育・保育施設等をいう。以下
同じ。）に対するものにあつては利用者負担額及び利用施設決定通知
書（施設・事業者用）（様式第8号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の有効期間）

第9条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、府令第1条
の5第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して
市長が適当と認める期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条
の5第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して
市長が適当と認める期間とする。

第10条 （略）

（利用者負担額に関する事項の変更の通知）

第11条 府令第9条第4項（府令第11条第3項において準用する場合
を含む。第16条第3項において同じ。）の規定による通知は、教育・
保育給付認定保護者に対するものにあつては利用者負担額変更通知書
（保護者用）（様式第10号）により、特定教育・保育施設等に対する

ものにあつては利用者負担額変更通知書（施設・事業者用）（様式第11号）により行うものとする。

（ 支給認定の取り消しの通知）

第12条（略）

第13条（略）

第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準
（利用者負担額）

第14条 法第27条第3項第2号の市町村が定める額、法第28条第2項第1号の当該 支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該 支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額及び同項第4号の当該 支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下、「利用者負担額」という。）は、各号に掲げる 支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は令第4条から第7条まで及び第9条から第13条までに規程する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども（法第20条第4項に規程する 支給認定子どもをいう。以下同じ。）が受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。

ものにあつては利用者負担額変更通知書（施設・事業者用）（様式第11号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の取り消しの通知）

第12条（略）

第13条（略）

第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準
（利用者負担額）

第14条 法第27条第3項第2号の市町村が定める額、法第28条第2項第1号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額及び同項第4号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下、「利用者負担額」という。）は、各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は令第4条から第6条まで及び第9条から第13条までに規程する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども（法第20条第4項に規程する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）が受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 教育認定子ども（令第4条第1項に規程する教育認定子どもをいう。） 特別利用教育（法第28条第1項第3号に規程する特別利用教育をいう。以下同じ。）を受けた満3歳以上保育認定子ども（令第4条第2項 に規程する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る 支給認定保護者 別表第1及び別表第2の 支給認定保護者の区分欄に掲げる 支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (2) 満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者及び特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第3項 に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）に係る 支給認定保護者 別表第3の 支給認定保護者の区分欄に掲げる 支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (3) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者を除く。）及び満3歳未満保育認定子ども（法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に係る 支給認定保護者 別表第4の 支給認定保護者の区分欄に掲げる 支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- （複数の 支給認定子ども等がいる 支給認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第15条 負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準

- (1) 教育認定子ども（令第4条第1項に規程する教育認定子どもをいう。）又は特別利用教育（法第28条第1項第3号に規程する特別利用教育をいう。以下同じ。）を受けた満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規程する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第1及び別表第2の教育・保育給付認定保護者の区分欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (2) 満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者及び特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第3の教育・保育給付認定保護者の区分欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (3) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者を除く。）及び満3歳未満保育認定子ども（法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第4の教育・保育給付認定保護者の区分欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- （複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第15条 負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準

子どもをいう。第40条第3項において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の 支給認定保護者に係る次の各号に掲げる
 支給認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからハまでに掲げる 支給認定子ども 当該 支給認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零
(複数の特定被監護者等がいる 支給認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第15条の2 特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合の 支給認定保護者に係る次の各号に掲げる 支給認定子どもに関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(令第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。)が77,101円未満(満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる 支給認定子ども 当該 支給認定子どもに関して第14条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる 支

子どもをいう。第40条第3項において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからロまでに掲げる教育・保育給付認定子ども 当該教育・保育給付認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零
(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第15条の2 特定被監護者等(令第14条 第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(令第14条第1項 に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。)が77,101円未満(満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条 第1項第1号イ又はロに掲げる教育・保育給付認定子ども 当該教育・保育給付認定子どもに関して第14条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条 第1項第2号イからハまでに掲げる教育・保育給

給認定子ども 零

- 2 支給認定保護者又は当該 支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第1から別表第4までにおいて同じ。）に該当する場合における当該 支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。
- （特別の事由がある 支給認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第16条 府令第56条に掲げる事由があることにより、特定教育・保育等（法第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に要する費用を 支給認定保護者が負担することが困難であり、その負担を軽減する必要があると市長が認めるときは、当該 支給認定保護者に係る市町村民税所得割合算額（別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）その他地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の課税の状況にかかわらず、当該 支給認定保護者はその属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が適当と認める階層区分（別表第1から別表第4までの 支給認定保護者の区分欄に掲げる 支給認定保護者の区分を

付認定子ども 零

- 2 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第1から別表第4までにおいて同じ。）に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。
- （特別の事由がある教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第16条 府令第56条に掲げる事由があることにより、特定教育・保育等（法第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に要する費用を教育・保育給付認定保護者が負担することが困難であり、その負担を軽減する必要があると市長が認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者に係る市町村民税所得割合算額（別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）その他地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の課税の状況にかかわらず、当該教育・保育給付認定保護者はその属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が適当と認める階層区分（別表第1から別表第4までの教育・保育給付認定保護者の区分欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分を

いう。第3項及び第40条第2項において同じ。)に該当するものとみなして、前2条の規定を適用する。

- 2 前項の規定による利用者負担額の軽減措置を受けようとする_____
支給認定保護者は、利用者負担額軽減申請書(様式第15号)に府令第56条に掲げる事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該_____
支給認定保護者の負担を軽減する必要があると認めるときは、第1項の規定により当該_____
支給認定保護者が該当するものとみなされる階層区分に基づき利用者負担額を定め、当該_____
支給認定保護者及び当該_____
支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、その定めた利用者負担額に関する事項を通知するものとする。ただし、当該利用者負担額に関する事項を府令第7条_____
又は第9条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。
- 4 第11条の規定は、前項本文の規定による通知について準用する。
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該_____
支給認定保護者の負担を軽減する必要があると認められないときは、利用者負担額軽減不承認通知書(様式第16号)により、理由を付して、その旨を当該_____
支給認定保護者に通知するものとする。
(月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合等の利用者負担額)

いう。第3項及び第40条第2項において同じ。)に該当するものとみなして、前2条の規定を適用する。

- 2 前項の規定による利用者負担額の軽減措置を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額軽減申請書(様式第15号)に府令第56条に掲げる事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該教育・保育給付認定保護者の負担を軽減する必要があると認めるときは、第1項の規定により当該教育・保育給付認定保護者が該当するものとみなされる階層区分に基づき利用者負担額を定め、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、その定めた利用者負担額に関する事項を通知するものとする。ただし、当該利用者負担額に関する事項を府令第7条第1号又は第9条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。
- 4 第11条の規定は、前項本文の規定による通知について準用する。
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該教育・保育給付認定保護者の負担を軽減する必要があると認められないときは、利用者負担額軽減不承認通知書(様式第16号)により、理由を付して、その旨を当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。
(月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合等の利用者負担額)

第17条 令第24条第2項に規定する事由のあった支給認定子どもに関する利用者負担額（当該事由のあった月の利用者負担額に限る。）は、府令第59条に定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

第18条 （略）

第4節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続
（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請等）

第19条 法第27条第1項の施設型給付費、法第28条第1項の特例施設型給付費、法第29条第1項の地域型保育給付費又は法第30条第1項の特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする支給認定保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書（様式第17号）に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）、特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。第32条において同じ。）又は特例保育（法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。別表第3において同じ。）を行う事業者が特定教育・保育等を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）

第17条 令第24条第2項に規定する事由のあった教育・保育給付認定子どもに関する利用者負担額（当該事由のあった月の利用者負担額に限る。）は、府令第59条に定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

第18条 （略）

第4節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続
（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請等）

第19条 法第27条第1項の施設型給付費、法第28条第1項の特例施設型給付費、法第29条第1項の地域型保育給付費又は法第30条第1項の特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書（様式第17号）に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）、特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。第32条において同じ。）又は特例保育（法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。別表第3において同じ。）を行う事業者が特定教育・保育等を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）

の規定により前項の支給認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設等に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、施設型給付費・地域型保育給付費等支給決定通知書（様式第18号）又は施設型給付費・地域型保育給付費等不支給決定通知書（様式第19号）により当該申請者に通知するものとする。

第20条 （略）

の規定により前項の教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設等に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、施設型給付費・地域型保育給付費等支給決定通知書（様式第18号）又は施設型給付費・地域型保育給付費等不支給決定通知書（様式第19号）により当該申請者に通知するものとする。

第20条 （略）

第2章の2 子育てのための施設等利用給付

第1節 施設等利用給付認定等

（認定の申請）

第21条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定めるとおりとする。

（1） 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第21号）

（2） 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第22号）

（3） 法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第10条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第30条の

4 第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第 1 項第 1 号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の 4 第 2 号・第 3 号）（様式第23号）

2 前項第 2 号に掲げる場合において、法第20条第 1 項の規定による申請及び保育所等の利用の申込みを行っていないときは、前項第 2 号の申請書には、府令第28条の 3 第 2 項に規定する書類のほか、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（様式第24号）を添付するものとする。
（認定の結果の通知等）

第 2 2 条 法第30条の 5 第 3 項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第25号）により行うものとする。

2 法第30条の 5 第 4 項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第26号）により行うものとする。
（施設等利用給付認定の有効期間）

第 2 3 条 第 9 条第 1 項の規定は府令第28条の 5 第 4 号ロに規定する市町村が定める期間について、第 9 条第 2 項の規定は府令第28条の 5 第 6 号（府令第 1 号の 5 第 9 号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。）に規定する市町村が定める期間について、第 9 条第 3 項の規定は府令第28条の 5 第 6 号（府令第 1 条の 5 第10号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。）に規定する市町村が定める期間について、それぞれ準用する。

（現況の届出）

第 2 4 条 府令第28条の 6 第 1 項の届書は、子育てのための施設等利用給

付認定現況届（法第30条の4第2号・第3号）（様式第27号）とする。
（施設等利用給付認定の変更の申請）

第25条 府令第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る
変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付
認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第21号）

（2） 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの
区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設
等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式
第22号）

（申請による施設等利用給付認定の変更等の通知）

第26条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項に
規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第28号）によ
り行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定に
よる通知は、施設等利用給付認定変更申請却下通知書（様式第29号）に
より行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更の通知）

第27条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の
規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第28号）によ
り行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第 2 8 条 法第30条の 9 第 2 項の規定による通知は、施設等利用給付認定
取消通知書（様式第30号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 2 9 条 府令第28条の12第 1 項の届書は、施設等利用給付認定変更届
（様式第31号）とする。

（法第 7 条第10項第 4 号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

第 3 0 条 府令第28条の14第 1 項の書類は、企業主導型保育事業利用報告
書（様式第32号）とする。

2 府令第28条の14第 2 項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書
（様式第33号）とする。

第 2 節 施設等利用費等の支給の手続き

（施設等利用費の請求等）

第 3 1 条 府令第28条の19第 1 項の請求書は、次の各号に掲げる特定子ど
も・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（ 1 ） 法第 7 条第10項第 1 号から第 3 号までに掲げる施設 施設等利
用費請求書（償還払い用）（様式第34号）

（ 2 ） 法第 7 条第10項第 4 号に掲げる施設又は同項第 6 号から第 8 号
までに掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第35
号）

（ 3 ） 法第 7 条第10項第 5 号に掲げる事業 施設等利用費請求書（償還
払い用）（様式第36号）

2 市長は、府令第28条の19第 1 項の規定による請求に係る特定子ども・
子育て支援を提供した特定子ども・子育て支援施設等（法第 7 条第10

項第1号から第3号までに掲げる施設であるものに限る。)に対して、
在園児名簿の提出を求めるものとする。

(特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び特定子ども・子育て
支援提供証明書)

第32条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど
も・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。
以下この項及び次項において「特定子ども・子育て支援施設等運営基準」
という。）第56条第1項（特定子ども・子育て支援施設等運営基準第5
7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する領収証
は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当
該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 特定子ど
も・子育て支援の提供に係る領収証（様式第37号）

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号から第8号
までに掲げる事業 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様
式第38号）

2 特定子ども・子育て支援施設等運営基準第56条第2項（特定子ども・
子育て支援施設等運営基準第57条の規定により読み替えて適用する場
合を含む。）に規定する特定子ども・子育て支援提供証明書は、特定子
ども・子育て支援提供証明書（様式第39号）とする。

3 法第7条第10項第8号に掲げる事業にあつては、前項の特定子ども・
子育て支援提供証明書には、活動報告書（様式第40号）を添付しなけれ
ばならない。

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設

(確認の申請)

第21条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第21号)とする。

(確認の変更の申請)

第22条 府令第31条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書

(法第30条の11第3項の規定による施設等利用費の支払)

第33条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に要した費用の支払いを受ける場合は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書(法定代理受領用)(様式第41号)

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書(法定代理受領用)(様式第42号)

2 前項第1号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書(様式第43号)を、同項第2号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書(様式第44号)を添付しなければならない。

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1款 特定教育・保育施設

(確認の申請)

第34条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第45号)とする。

(確認の変更の申請)

第35条 府令第31条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書

(変更の届出等)

2 法第35条第2項の規定による届出は、利用定員減少届（様式第24号）により行わなければならない。

(確認の辞退)

(報告等)

2 法第38条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書（様式第27号）により行うものとする。

(勸告、命令等)

2 法第39条第3項の規定による公表は、小城市窓口において閲覧を行うものとする。

3 法第39条第4項の規定による命令は、措置命令書（様式第29号）に

(変更の届出等)

2 法第35条第2項の規定による届出は、利用定員減少届（様式第48号）により行わなければならない。

(確認の辞退)

(報告等)

2 法第38条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書（様式第51号）により行うものとする。

(勸告、命令等)

2 法第39条第3項の規定による公表は、小城市窓口において閲覧を行うものとする。

3 法第39条第4項の規定による命令は、措置命令書（様式第53号）に

等変更届（様式第33号）により行わなければならない。

- 2 法第47条第2項の規定による届出は、利用定員減少届（様式第34号）により行わなければならない。

（確認の辞退）

第32条 特定地域型保育事業者は、法第48条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、確認辞退届（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第33条 法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、報告等命令書（様式第36号）により行うものとする。

- 2 法第50条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書（様式第37号）により行うものとする。

（勧告、命令等）

第34条 法第51条第1項の規定による勧告は、措置勧告書（様式第38号）により行うものとする。

- 2 第26条第2項の規定は、法第51条第2項の規定による公表について準用する。
- 3 法第51条第3項の規定による命令は、措置命令書（様式第39号）により行うものとする。
- 4 第26条第4項の規定は、法第51条第4項の規定による公示について準用する。

確認変更届（様式第57号）により行わなければならない。

- 2 法第47条第2項の規定による届出は、利用定員減少届（様式第58号）により行わなければならない。

（確認の辞退）

第45条 特定地域型保育事業者は、法第48条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、確認辞退届（様式第59号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第46条 法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、報告等命令書（様式第60号）により行うものとする。

- 2 法第50条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書（様式第61号）により行うものとする。

（勧告、命令等）

第47条 法第51条第1項の規定による勧告は、措置勧告書（様式第62号）により行うものとする。

- 2 第39条第2項の規定は、法第51条第2項の規定による公表について準用する。
- 3 法第51条第3項の規定による命令は、措置命令書（様式第63号）により行うものとする。
- 4 第39条第4項の規定は、法第51条第4項の規定による公示について準用する。

(確認の取消し等)

第35条 法第52条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止通知書(様式第40号)により通知するものとする。

(公示の方法)

第36条 第26条第4項の規定は、法第53条の規定による公示について準用する。

第3節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第37条 府令第46条第1項の届書は、業務管理体制届(様式第41号)とする。ただし、法第55条第4項の規定により〇〇市長に届出を行う場合の届書は、同様式と異なる様式によることができる。

2 法第55条第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届(様式第42号)により行うものとする。

(報告等)

第38条 法第56条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、報告等命令書(様式第43号)により行うものとする。

2 法第56条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書(様式第44号)により行うものとする。

(勧告、命令等)

第39条 法第57条第1項の規定による勧告は、措置勧告書(様式第45

(確認の取消し等)

第48条 法第52条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止通知書(様式第64号)により通知するものとする。

(公示の方法)

第49条 第39条第4項の規定は、法第53条の規定による公示について準用する。

第3款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第50条 府令第46条第1項の届書は、業務管理体制届(様式第65号)とする。ただし、法第55条第4項の規定により市長に届出を行う場合の届書は、同様式と異なる様式によることができる。

2 法第55条第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届(様式第66号)により行うものとする。

(報告等)

第51条 法第56条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、報告等命令書(様式第67号)により行うものとする。

2 法第56条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書(様式第68号)により行うものとする。

(勧告、命令等)

第52条 法第57条第1項の規定による勧告は、措置勧告書(様式第69

号) により行うものとする。

- 2 第26条第2項の規定は、法第57条第2項の規定による公表について準用する。
- 3 法第57条第3項の規定による命令は、措置命令書(様式第46号)により行うものとする。
- 4 第26条第4項の規定は、法第57条第4項の規定による公示について準用する。

第4章 費用

(施設型給付費等負担対象額の特例に関し市町村が定める額)

第40条 府令第56条第1号又は第2号の事由があると認めて_____
支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合に
ついての令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の

号) により行うものとする。

- 2 第39条第2項の規定は、法第57条第2項の規定による公表について準用する。
- 3 法第57条第3項の規定による命令は、措置命令書(様式第70号)により行うものとする。
- 4 第39条第4項の規定は、法第57条第4項の規定による公示について準用する。

第2節 特定子ども・子育て支援施設等

(確認の申請)

第53条 府令第53条の2の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等
確認申請書(様式第71号)とする。

(確認の変更の届出)

第54条 法第58条の5の規定による届出は、特定子ども・子育て支援
施設等確認変更届(様式第72号)により行うものとする。

(確認の辞退)

第55条 法第58条の6第1項の規定による辞退は、特定子ども・子育
て支援施設等確認辞退届(様式第73号)により行うものとする。

第4章 費用

(施設型給付費等負担対象額の特例に関し市町村が定める額)

第56条 府令第56条第1号又は第2号の事由があると認めて教育・保
育給付認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合に
ついての令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の

市町村が定める額は、当該支給認定保護者について定めた利用者負担額に相当する額とする。

- 2 府令第56条第3号又は第4号の事由があると認めて支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の市町村が定める額として、府令第57条第2項各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のうちから選択する額は、第20条第1項の規定により当該支給認定保護者が該当するものとみなされる階層区分についての政令限度額（令第4条から令第7条まで及び令第9条から令第13条までに定める額をいう。）に相当する額とする。

- 3 前項に規定する場合であつて、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いるときの当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前項の規定により府令第57条第2項各号に定める額のうちから選択される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零

市町村が定める額は、当該教育・保育給付認定保護者について定めた利用者負担額に相当する額とする。

- 2 府令第56条第3号又は第4号の事由があると認めて教育・保育給付認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の市町村が定める額として、府令第57条第2項に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のうちから選択する額は、第20条第1項の規定により当該教育・保育給付認定保護者が該当するものとみなされる階層区分についての政令限度額（令第4条から令第6条まで及び令第9条から令第13条までに定める額をいう。）に相当する額とする。

- 3 前項に規定する場合であつて、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いるときの当該教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに関する令第24条第1項の規定により読み替えられた令第23条各号の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからロまでに掲げる教育・保育給付認定子ども 当該教育・保育給付認定子どもに関して前項の規定により府令第57条第2項各号に定める額のうちから選択される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハまでに掲げる教育・保育給付認定子ども 零

第5章 雑則

(その他)

第41条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、法の施行の日から施行する。

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

第2条 第14条から第17条までの規定（第16条第3項ただし書及び第4項を除く。）は、法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額（次項及び第3項において「特定保育所保育料の額」という。）について準用する。この場合において、第14条中「次の各号に掲げる支給認定保護者」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に掲げる支給認定保護者（保育認定子ども（法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）の扶養義務者から当該額を徴収する場合にあっては、扶養義務者。以下この条から第16条まで、別表第1備考1第4号、別表第2、別表第3及び別表第4において同じ。）」と、「令第4条から令第7条まで及び令第9条から令第13条までに規定する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）が受けた教育若しくは保育の種類に対応するもの」とあ

第5章 雑則

(その他)

第57条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、法の施行の日から施行する。

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

第2条 第14条から第17条までの規定（第16条第3項ただし書及び第4項を除く。）は、法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額（次項及び第3項において「特定保育所保育料の額」という。）について準用する。この場合において、第14条中「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に掲げる教育・保育給付認定保護者（保育認定子ども（法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）の扶養義務者から当該額を徴収する場合にあっては、扶養義務者。以下この条から第16条まで、別表第1備考1第4号、別表第2、別表第3及び別表第4において同じ。）」と、「令第4条から令第6条まで及び令第9条から令第13条までに規定する内閣総理大臣が定める基準のうち教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）が受けた教育若しくは保育の種類に対応するもの」とあ

るのは「令第4条第2項及び第3項に規定する内閣総理大臣が定める基準」と、第15条第1号中「令第14条第1号イからハまで」とあるのは「令第14条第1号ロ及びハ」と、同条第2号中「令第14条第2号イからハまで」とあるのは「令第14条第2号ハ」と、第16条第2項中「利用者負担額軽減申請書（様式第15号）」とあるのは「特定保育所保育料額軽減申請書（様式第47号）」と、同条第3項中「当該 支給認定保護者及び当該 支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して」とあるのは「当該 支給認定保護者に対して、附則第2条第2項に定めるところにより」と、同条第5項中「利用者負担額軽減不承認通知書（様式第16号）」とあるのは「特定保育所保育料額軽減不承認通知書（様式第48号）」と読み替えるものとする。

2 市長は、特定保育所保育料の額を決定し、又は特定保育所保育料の額を変更したときは、保育認定子ども（法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）の 支給認定保護者又は扶養義務者に対し、特定保育所保育料額決定通知書（様式第49号）又は特定保育所保育料額変更通知書（様式第50号）により通知するものとする。

3 特定保育所保育料の額の徴収に関し必要な事項は、別に定める。
（施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置）

第3条 法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法附則

るのは「令第4条第2項 に規定する内閣総理大臣が定める基準」と、第15条第1号中「令第14条第1号イからロまで」とあるのは「令第14条第1号ロ」と、同条第2号中「令第14条第2号イからハまで」とあるのは「令第14条第2号ハ」と、第16条第2項中「利用者負担額軽減申請書（様式第15号）」とあるのは「特定保育所保育料額軽減申請書（様式第74号）」と、同条第3項中「当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して」とあるのは「当該教育・保育給付認定保護者に対して、附則第2条第2項に定めるところにより」と、同条第5項中「利用者負担額軽減不承認通知書（様式第16号）」とあるのは「特定保育所保育料額軽減不承認通知書（様式第75号）」と読み替えるものとする。

2 市長は、特定保育所保育料の額を決定し、又は特定保育所保育料の額を変更したときは、保育認定子ども（法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）の 教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者に対し、特定保育所保育料額決定通知書（様式第76号）又は特定保育所保育料額変更通知書（様式第77号）により通知するものとする。

3 特定保育所保育料の額の徴収に関し必要な事項は、別に定める。
（施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置）

第3条 法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法附則

第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額及び同号ロ(1)の当該____
_____支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘
案して市町村が定める額は、別表第1及び別表第2の_____支給
認定保護者の区分欄に掲げる_____支給認定保護者の区分に応じ、
同表の利用者負担額欄に定める額又は令附則第12条から令附則第16条
_____までにおいて準用する令第4条から令第6条まで、令第11条及び令第
13条に規定する内閣総理大臣が定める基準のうち_____支給認定子
どもが受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した
額のいずれか低い額とする。

2 第15条から第17条までの規定は、前項に掲げる市町村が定める額に
ついて準用する。この場合において、第15条中「前条」とあるのは「附
則第3条第1項」と、同条第1号中「令第14条第1号イからハまで」
とあるのは「令第14条第1号イ及びハ」と、第16条第1項中「前2条」
とあるのは「附則第3条第1項及び同条第2項において準用する前条」
と読み替えるものとする。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 令附則第18条第2項の規定により令第24条の規定を読み替えて
適用する場合における第40条の規定の適用については、同条中「令第2
4条第1項」とあるのは「令附則第18条第2項の規定により読み替えら
れた令第24条第1項」と、「令第23条各号」とあるのは「令第23条第
1号、第2号、第3号、第7号及び第9号」と、同条第1項中「利用

第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額及び同号ロ(1)の当該教
育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘
案して市町村が定める額は、別表第1及び別表第2の教育・保育給付
認定保護者の区分欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、
同表の利用者負担額欄に定める額又は令附則第12条_____
_____において準用する令第4条から令第6条まで、令第11条及び令第
12条に規定する内閣総理大臣が定める基準のうち教育・保育給付認定子
どもが受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額
のいずれか低い額とする。

2 第15条から第17条までの規定は、前項に掲げる市町村が定める額に
ついて準用する。この場合において、第15条中「前条」とあるのは「附
則第3条第1項」と、同条第1号中「令第14条第1号イからロまで」
とあるのは「令第14条第1号イ」と、第16条第1項中「前2条」とあ
るのは「附則第3条第1項及び同条第2項において準用する前条」と
読み替えるものとする。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 令附則第13条_____の規定により令第24条の規定を読み替えて
適用する場合における第40条の規定の適用については、同条中「令第2
4条第1項」とあるのは「令附則第13条_____の規定により読み替えら
れた令第24条第1項」と、「令第23条各号」とあるのは「令第23条第
1号、第2号、第3号、第7号及び第9号」と、同条第1項中「利用

者負担額を」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法第28条第2項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法附則第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額、法第30条第2項第3号の市町村が定める額又は法附則第9条第1項第3号ロ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下この項及び次項においてこれらを「特定利用者負担額」という。）を」と、「利用者負担額に」とあるのは「特定利用者負担額に」と、同条第2項中「利用者負担額」とあるのは「特定利用者負担額」と、「第16条第1項」とあるのは「第16条第1項（附則第3条第2項において準用する場合を含む。）」と、「令第13条まで」とあるのは「令第13条まで（これらの規定を令附則第12条から第16条までにおいて準用する場合を含む。）」とする。

附 則（平成28年6月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月2日規則第15号）

者負担額を」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法第28条第2項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法附則第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額、法第30条第2項第3号の市町村が定める額又は法附則第9条第1項第3号ロ(1)の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下この項及び次項においてこれらを「特定利用者負担額」という。）を」と、「利用者負担額に」とあるのは「特定利用者負担額に」と、同条第2項中「利用者負担額」とあるのは「特定利用者負担額」と、「第16条第1項」とあるのは「第16条第1項（附則第3条第2項において準用する場合を含む。）」と、「令第13条まで」とあるのは「令第13条まで（これらの規定を令附則第12条から第16条までにおいて準用する場合を含む。）」とする。

附 則（平成28年6月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月2日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第18条、附則第3条関係）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である <u>支給認定保護者</u>	円 0
B	<u>支給認定保護者及び当該</u> <u>支給認定保護者と同一の世帯に属する</u> <u>者が市町村民税の所得割を課されない者で</u> <u>ある場合における当該</u> <u>支給認定</u> <u>保護者又は養育里親等である</u> <u>支</u> <u>給認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	<u>3,000</u>
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における <u>支給認定保護者（第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	<u>10,100</u>
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における <u>支給認定保護者（第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。）</u>	<u>19,200</u>
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外	<u>24,500</u>

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第18条、附則第3条関係）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である <u>教育・保育給付認定保護者</u>	円 0
B	<u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・</u> <u>保育給付認定保護者と同一の世帯に属する</u> <u>者が市町村民税の所得割を課されない者で</u> <u>ある場合における当該教育・保育給付認定</u> <u>保護者又は養育里親等である教育・保育給</u> <u>付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	<u>0</u>
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	<u>0</u>
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層から第C階層までに掲げる者を除く。）</u>	<u>0</u>
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外	<u>0</u>

の 支給認定保護者	の教育・保育給付認定保護者
備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。 (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。別表第2において同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。 (3) 養育里親等 <u>令第4条第1項第4号</u> _____に規定する養育里親等をいう。 (4) 市町村民税所得割合算額 _____支給認定保護者及び当	備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。 (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。別表第2において同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。 (3) 養育里親等 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項及び第6条の4第1号並びに第7条第1項に規定する</u> <u>養育里親等をいう。</u> (4) 市町村民税所得割合算額 _____教育・保育給付認定保護者及び当

該_____支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る_____支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「_____支給認定保護者」とあるのは「_____支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である_____支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該_____支給認定保護者又は養育里親等である_____支給認定保護者」とあるのは「当該_____支給認定保護者」とする。

- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「10,100」とあるのは「3,000」とする。

別表第2（第18条、附則第3条関係）

該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者又は別表第2に規定する里親である教育・保育給付認定保護者」と、第2階層の項中「当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者」とあるのは「当該教育・保育給付認定保護者」とする。

別表第2（第18条、附則第3条関係）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である <u>支給認定保護者</u>	円 0
B	<u>支給認定保護者及び当該</u> <u>支給認定保護者と同一の世帯に属する</u> <u>者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該</u> <u>支給認定保護者又は養育里親等である</u> <u>支給認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	3,000
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における <u>支給認定保護者（第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	<u>6,000</u>
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における <u>支給認定保護者（第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。）</u>	<u>8,000</u>
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の <u>支給認定保護者</u>	<u>10,000</u>

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である <u>教育・保育給付認定保護者</u>	円 0
B	<u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	0
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	0
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層から第C階層までに掲げる者を除く。）</u>	0
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の <u>教育・保育給付認定保護者</u>	0

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 別表第1に規定する市町村民税の所得割を課されない者をいう。
- (3) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る_____支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「_____支給認定保護者」とあるのは「_____支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である_____支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該_____支給認定保護者又は養育里親等である_____支給認定保護者」とあるのは「当該_____支給認定保護者」とする。

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「6,000」とあるのは「2,500」とする。

別表第3（第18条関係）

階層	支給認定保護者の 区分	利用者負担額（月額）	
		3歳児	4歳以上児

- (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 別表第1に規定する市町村民税の所得割を課されない者をいう。
- (3) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者又は別表第2に規定する里親である教育・保育給付認定保護者」と、第2階層の項中「当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者」とあるのは「当該教育・保育給付認定保護者」とする。

別表第3（第18条関係）

階層	<u>教育・保育給付認定保護者の</u> 区分	利用者負担額（月額）	
		3歳児	4歳以上児

		標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者			標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者
A	特定教育・保育等のあった月 において被保護者等である 支給認定保護者又は里親である <u> </u> 支給 認定保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	A	特定教育・保育等のあった月 において被保護者等である 教育・保育給付認定保護者又は里親である <u>教育・保育給付</u> 認定保護者	円 0	円 0	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当該 <u> </u> 支給認定保 護者と同一の世帯に属する 者が市町村民税を課されな い者である場合における当 該 <u> </u> 支給認定保護者 (第A階層に掲げる者を除 く。)	6,000	6,000	6,000	6,000	B	教育・保育給付認定保護者及び 当該教育・保育給付認定保 護者と同一の世帯に属する 者が市町村民税を課されな い者である場合における当 該 <u>教育・保育給付認定保護者</u> (第A階層に掲げる者を除 く。)	0	0	0	0
C	市町村民税所得割合算額が4 8,600円未満である場合にお ける <u> </u> 支給認定保護 者(第1階層及び第B階層に掲 げる者を除く。)	16,500	16,300	16,500	16,300	C	市町村民税所得割合算額が4 8,600円未満である場合にお ける <u>教育・保育給付認定保護</u> 者(第A階層及び第B階層に掲 げる者を除く。)	0	0	0	0
D1	市町村民税所得割合算額が7 2,800円未満である場合にお	21,000	20,600	20,500	20,100	D1	市町村民税所得割合算額が7 2,800円未満である場合にお	0	0	0	0

	ける <u>支給認定保護者</u> （第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。）						ける <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層及び第C階層に掲げる者を除く。）				
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における <u>支給認定保護者</u> （第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	<u>25,000</u>	<u>24,600</u>	<u>24,000</u>	<u>23,600</u>		D2 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における <u>支給認定保護者</u> （第1階層から第D2階層までに掲げる者を除く。）	<u>29,000</u>	<u>28,500</u>	<u>25,500</u>	<u>25,100</u>		D3 市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D2階層までに掲げる者を除く。）	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における <u>支給認定保護者</u> （第1階層から第D3階層までに掲げるものを除く。）	<u>31,000</u>	<u>30,500</u>	<u>25,800</u>	<u>25,400</u>		D4 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D3階層までに掲げるものを除く。）	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における <u>支給認定保護者</u> （第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。）	<u>32,000</u>	<u>31,500</u>	<u>26,000</u>	<u>25,500</u>		D5 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D4階層までに掲げるものを除く。）	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

D6	市町村民税所得割合算額が3 97,000円未満である場合に おける <u>支給認定保 護者</u> （第1階層から第5階層 までに掲げるものを除く。）	<u>34,000</u>	<u>33,400</u>	<u>28,000</u>	<u>27,500</u>
D7	第A階層から第6階層までに 掲げる者以外の <u>支 給認定保護者</u>				

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
 - 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分と認定された支
給認定子どもに係る 支給認定保護者をいう。
 - 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定におい

D6	市町村民税所得割合算額が3 97,000円未満である場合に おける <u>教育・保育給付認定保 護者</u> （第A階層から第5階層 までに掲げるものを除く。）	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D7	第A階層から第6階層までに 掲げる者以外の <u>教育・保育給 付認定保護者</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
 - 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給
付認定子どもに係る 教育・保育給付認定保護者をいう。
 - 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定におい

て、保育の利用について、１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の区分と認定された 支給
認定子どもに係る 支給認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「6,000」と、「16,300」とあるのは「6,000」と、D1階層の項中「21,000」とあるのは「6,000」と、「20,600」とあるのは「6,000」と、「20,500」とあるのは「6,000」と、「20,100」とあるのは「6,000」と、D2階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、6,000」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、6,000」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、6,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、6,000」とする。

別表第4 (第18条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
		3歳未満児

て、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。

[illegible]

別表第4 (第18条関係)

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
		3歳未満児

		標準時間認定保 護者	短時間認定保護 者			標準時間認定保 護者	短時間認定保護 者
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である____ <u>支給認定保護者又は里親である 支給認定保護者</u>	円 0	円 0	A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である <u>教育・保育 給付認定保護者又は里親である 教育・保育給付認定保護者</u>	円 0	円 0
B	<u>支給認定保護者及び当該____支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該____支給認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	9,000	9,000	B	<u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者（第A階層に掲げる者を除く。）</u>	0	0
C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における____ <u>支給認定保護者（第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	19,500	19,300	C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第B階層に掲げる者を除く。）</u>	19,500	19,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における____ <u>支給認定保護者（第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。）</u>	25,000	24,600	D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者（第A階層及び第C階層に掲げる者を除く。）</u>	25,000	24,600

D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における____ 支給認定保護者（第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	30,000	29,600	D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D1階層までに掲げる者を除く。）	30,000	29,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における____ 支給認定保護者（第1階層から第D2階層までに掲げる者を除く。）	40,000	39,400	D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D2階層までに掲げる者を除く。）	40,000	39,400
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における____ 支給認定保護者（第1階層から第D3階層までに掲げるものを除く。）	44,500	43,800	D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D3階層までに掲げるものを除く。）	44,500	43,800
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における____ 支給認定保護者（第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。）	51,000	50,200	D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D4階層までに掲げるものを除く。）	51,000	50,200
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における____ 支給認定保護者（第1階層から第D5階層までに掲げるものを除く。）	62,000	61,000	D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における <u>教育・保育給付認定保護者</u> （第A階層から第D5階層までに掲げるものを除く。）	62,000	61,000

	層から第D5階層までに掲げるものを除く。)		
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の_____支給認定保護者	73, 000	71, 800

備考

1

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。

(2)

養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。

(3)

市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。

(4)

市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(5)

標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。

(6)

短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。

2

_____支給認定保護者又は当該_____支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該_____支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9, 000」

	層から第D5階層までに掲げるものを除く。)		
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の <u>教育・保育給付認定保護者</u>	73, 000	71, 800

備考

1

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。

(2)

養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。

(3)

市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。

(4)

市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(5)

標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。

(6)

短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。

2

教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者に関するこの表の規定の適用については、_____

とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,000」
と、「19,300」とあるのは「9,000」と、D1階層の項中「25,000」
とあるのは「9,000」と「24,600」とあるのは「9,000」と、D2階
層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所
得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、9,000」と、「2
9,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が
77,101円未満である場合にあっては、9,000」とする。

C階層の項中「19,500」とあるのは「9,000」
と、「19,300」とあるのは「9,000」と、D1階層の項中「25,000」
とあるのは「9,000」と「24,600」とあるのは「9,000」と、D2階
層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所
得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、9,000」と、「2
9,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が
77,101円未満である場合にあっては、9,000」とする。